

夜間金庫使用規定

1. (使用目的)

当金庫の夜間金庫は、窓口営業時間外に当店における本人名義の当座預金、普通預金へ入金するために使用して下さい。

2. (契約期間)

1年間とする。ただし、ご本人または当金庫から解約の意思表示がない場合は、期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以後も同様とします。

3. (使用方法)

- (1) 夜間金庫を使用するときは、現金のほか預金として受入れることのできる証券類(以下「証券類」という。)を、当金庫所定の入金票及び通帳等とともに当金庫所定の入金袋(以下「入金袋」という。)に入れ、その入金袋を施錠のうえ投入して下さい。
- (2) 入金袋を投入した後は、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえレシートを受取って下さい。

4. (入金袋の開封)

当金庫は、入金袋内の現金・証券類を確認するために、副鍵を使用して開封するものとします。

5. (預金への受入処理)

- (1) 夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、翌営業日に当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入れ金額を確認して下さい。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

6. (入金袋等の返却)

入金袋および通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、営業時間中に、窓口に来店のうえ受取って下さい。

7. (鍵の保管)

投入口鍵および入金袋鍵はご本人が管理し、その鍵を使用して夜間金庫扉および入金袋の開閉を行なって下さい。

8. (鍵の紛失、毀損)

投入口鍵を紛失したとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当金庫へ届け出て下さい。

9. (損害の負担等)

夜間金庫のご使用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない使用が行なわれ損害が生じて、当金庫は責任を負いません。

10. (解 約)

この契約は、ご本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止又は解約することができます。この場合には、投入口鍵を直ちに当金庫へ返戻して下さい。

11. (譲渡・転貸の禁止)

夜間金庫の使用権は譲渡・転貸又は質入れすることはできません。なお、投入口鍵についても同様とします。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

13. (手数料等)

- (1) 夜間金庫をご使用いただくにあたり、当金庫所定の手数料（以下「使用手数料」といいます。）および消費税をお支払いいただきます。

当金庫は、使用手数料および消費税を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、夜間金庫使用契約書により届出の口座（以下「引落口座」といいます。）から、当金庫所定の日自動的に引き落とします。

- (2) 夜間金庫の入金袋内の現金に、当金庫が定める大量の硬貨入金がある場合は、当金庫所定の手数料（以下「両替等手数料」といいます。）および消費税をお支払いいただきます。

当金庫は、両替等手数料および消費税を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、別途差し入れた口座振替依頼書により指定口座から、原則両替手数料の発生の都度自動的に引き落とします。

- (3) 当金庫は、使用手数料および両替等手数料をご本人に事前に通知することなく変更する場合があります。手数料改定の際は、改定日以降、新手数料をいただきます。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2021. 4. 19)